

トトロのふるさと基金長期構想 2020-30

(テーマ)

都市のコモンズを育む；ナショナル・トラスト運動の新しい地平へ

発足当初の想いを受け継ぐ人を育て、受け渡す

- 1 土地の取得活動を前進させ、新たな発想を加えて取得地の管理の質の向上を図る。
- 2 誰もが親しめる狭山丘陵を目指した環境教育活動や、「農」との関りを通して里山の保全に貢献する活動を行う。
- 3 クロスケの家の普及啓発機能を強化する。
- 4 自立した民間団体として、人を大切に作る組織であり続ける。
- 5 取り組むすべての事業がナショナル・トラスト事業であることを再確認して、事業体系と寄付金の受け皿を統合する。
- 6 狭山丘陵の全域を視野に入れた保全マスタープランを策定する。
- 7 ナショナル・トラスト活動を支える法律の整備に向けて取り組むとともに、自治体との間で役割分担に関する条例などの制定を目指す。

要 旨

はじめに

「トトロのふるさと基金長期構想 2020-30」は、発足 30 年を経て、私たちを取り巻く環境や私たち自身の変化を見据え、その課題を整理し、これからを展望しようとまとめたものです。2021 年 11 月現在、私たちは 56 カ所、約 105,252 平方メートルの森を所有しています。さらに 2004 年に取得し、2010 年の公益認定申請の際に「公益目的不可欠特定財産」として位置づけた「クロスケの家」は、2013 年には国の登録有形文化財に登録され、森とともに私たちのナショナル・トラスト活動を形づくる大事な財産となっています。このように数多くの森とクロスケの家とを所有しそれらを維持しつつ、ナショナル・トラスト活動を発展させていくために、私たちは新たなビジョンを作成することが不可欠になりました。

2016 年から理事監事評議員懇談会という形で議論を進め、2018 年 10 月から正式に「長期構想検討ワーキンググループ」を立ち上げ、検討を重ねてきました。

その検討の結果まとめられた本長期構想は、およそ 120 頁に渡るものとなりました。「第 1 部 土地及び文化財の取得と管理」「第 2 部 基金と社会」「第 3 部 組織と財政」「第 4 部 狭山丘陵保全マスタープランとナショナル・トラスト制度」の 4 部からなります。

本長期構想の検討の中で、私たちの行っている「ナショナル・トラスト活動」は、土地を取得することのみならず、取得した土地や文化財を適切な形で保全し、公開し、次世代に引き渡していくという活動であり、これらは一体不可分の活動であることを確認しました。今後の 10 年でこの活動にどのように取り組むかについて、それぞれの視点からまとめています。

また、第 4 部では全体を見渡し、私たちのナショナル・トラスト活動によって、狭山丘陵全体の保全をどのように実現していくかを見通すための狭山丘陵保全マスタープラン策定の提案をしています。また、トラスト地を地域の「コモンズ」として守っていくために、私たちをとりまく法制度や支援のありかたについて検討しています。

内容についてはぜひ本文をお読みいただきたいのですが、下記に簡単にその内容をご紹介します。

第1部 土地及び文化財の取得と管理

この 30 年、市民に呼びかけ、市民の力を集め、市民の創意と工夫により、トラスト活動に全力で取り組んできました。トラスト地は 56 カ所に増え、行政や行政主導のトラスト活動とは一線を画した、市民主導で行う私たちの運動に対して、ある種の信頼が得られたといえるのではないのでしょうか。この実績を踏まえて今後について考えます。

「土地の所有権を持つ」ことは、絶対的かつ最終的な自然保護の達成手段です。56カ所の土地を取得した経験知を基に、できる限り具体的に新たな取得方針を定めて、必要な土地の取得活動をさらに前進させることとしました。また、取得と不可分一体の関係にある「管理」と「活用」についてと、私たちの定款に記された「文化財」の取得と保全について改めて検討しました。

◆新たな取得方針（抜粋）

1. 取得地の条件

取得範囲内にある土地で、かつ現況が緑地であること（湿地・農地含む）。

隣接地のリスク解消の見込みを考慮する。

2. 取得地の選定基準

○貴重な生きものの棲息地など自然の質の高い土地は最優先で取得する。

○水系の保全につながる河畔林などの河川沿いの土地は優先的に取得する。

○小さくとも丘陵のあちこちにトラスト地が存在するようにする。

○丘陵周辺の平地林は積極的に取得する。

○保全地域等の指定がある場所では行政との役割分担を考慮する。

○取得実績のない市・町域での取得を目指す。

◆取得地の管理・活用

取得した森の管理については、「森が存在することそのものに十分価値があることを認識」し、それぞれの森に応じて額縁管理や萌芽更新等に取り組むこと、そして、「森とともに生きる仲間を増やす」ことを目指していきます。

また、管理方針として、近隣に複数のトラスト地が存在する場合はグループ化した管理方針とすること、取得後10年以上経過した森については経過調査を実施すること、等を提案しています。

さらに、トラスト地の活用案として、普及啓発や環境教育の視点から、「子どもたちが遊べる森」「カタクリを多くの人に見てもらおう」を案としています。

◆文化財の取得と管理について

私たちの定款では、「狭山丘陵とその周辺の良い自然環境ならびに人と自然との調和のとれたかかわり方を示す歴史的景観である里山や文化財を、ナショナル・トラストの手法を用いて恒久的に保存する」（3条）ことを目的とするとうたっています。定款で示す「文化財」とは里山の雑木林そのものであり、加えて建造物等の有体物の文化財を含むと整理しました。

これからの文化財の保全の取り組みについて以下を示します。

- ・雑木林を持続可能な形で再生産し里山景観を維持するよう努力する。
- ・雑木林をナショナル・トラストの手法で取得して保全。萌芽更新の実施。

- ・クロスケの家を「トラスト文化財」として適切に保存し、公開に取り組む。
- ・雑木林の新たな活用やクロスケの家の機能の充実等に関して、社会の様々なセクターからの協力が得られるように努力する。

第2部 基金と社会

基金と社会の関りとして、次世代育成・環境教育、農業との関り、クロスケの家・観光との関わりの視点からまとめています。

◆環境教育について

環境教育は次世代育成の根底をなしています。菩提樹や北野の谷戸での活動など、トトロのふるさと基金での様々な活動は、環境教育の実践となっています。これからは学校教育のみならず社会教育にも視点を向け、学校教育との連携や、活動を通して地域社会と関わり、地域に根ざした存在となるように取り組んでいきます。これまで取り組んできたバリアフリープロジェクトでは、様々な視点、新たな視点を得ることができました。これからもこのプロジェクトを通して「誰もが親しめる狭山丘陵」を目指していきます。

◆農業との関わりについて

雑木林が農とつながりを持った存在として「里山」の景観を構成してきたことから、狭山丘陵の里山保全と「農」との関わりについて検討しました。

北野の谷戸や菩提樹田んぼでの活動は、地域づくりにつながりました。雑木林と農をつなぐ農業支援ボランティアグループが、自立して継続的にトラスト地にかかわりを持ってくれば、力強いパートナーとなるでしょう。引き続き、ボランティアグループや農や地域づくりに関わる団体との連携に取り組めます。

遊休農地については、丘陵の各所に残る貴重な湿地が水田耕作放棄地であることから、湿地の保全につながる農地の取得等の取り組みを進め、行政・他団体との連携・協力を得て、持続可能な里山の保全を目指します。

◆谷戸の芽会

北野の谷戸での活動について、課題とこれからの整理しました。北野の谷戸では、「地域保全活動部会」が地域の方々と共に「谷戸の芽会」というボランティアグループを作り、農に取り組む、生物多様性の保全、自然との共生を目指しています。

課題としては、参加者の安全管理、管理作業の増加、技術の継承、動力機械の使用のルール作り等が挙げられています。このような課題を踏まえながら、今後も地域と共に取り組みを続けていきます。

◆クロスケの家の機能の強化

クロスケの家の普及啓発機能の強化を目指します。

展示については、クロスケの家の姿そのものが、「里山の文化」の展示であることから、解説版等の展示物は最小限度にとどめ、ガイドマップによるストーリー性を持った見学ルートを設定するなど、里山の文化を伝え、さらに基金の活動を発信する展示を検討していきます。

解説については、一般公開を事前申し込み制として、来館者に私たちの活動概要を案内することや、ボランティアガイドを養成しミニガイド付き開館とすること、また、展示・解説の充実に伴う維持管理費用としての入場料などを検討します。

施設整備としては、バリアフリー対策、日本語がわからない方向けの案内の充実等を検討していきます。

第3部 組織と財政

◆組織

維持すべき組織特性として、ナショナル・トラストの手法で狭山丘陵を保全していくという理念を保ちながら、自立した民間団体であること、公益財団法人であること、トトロというシンボルと共にあること、人を大切にする組織であること、を挙げました。

今後、持続可能な組織を目指し、必要となる費用に資金を充てていくこと、ボランティア及び会員増を目指すこと、職員として生計を立てていくことができる待遇の確保、安全管理、国内外の協働などに取り組んでいきます。

いきものふれあいの里センター等指定管理業務については、環境教育を担う施設管理者として引き続き取り組み、委託費の適正化、事務局との連携強化を進めます。

◆財政

これまで述べてきたような活動を今後も継続していくためには、より多くの資金が必要です。

事業費用をねん出するために、寄付金拡大を目指す必要があります。遺贈受入や、クラウドファンディング等寄付受入の拡大、会員増を目指します。収益事業では販路拡大などに取り組んでいます。各種助成金や森林環境税なども視野に入れ、ガイドツアー等公益目的の事業による収益も検討していきます。

収支の課題としては、トラスト地の増加に伴い管理費等の事業費が増加していますが、これまではトラスト地の取得のみに限定した「トトロの森基金」に寄付が多く集まり、事業費に充てる寄付金が少ない状況がありました。しかし、10年間の支出累計の状況を見ると、トトロの森取得費用と公益目的の事業の経常費用はほぼ同額となっています。

このため、公1事業（土地の取得）と公2事業（それ以外の里山管理・調査・普及啓発等の事業）とに区分していた事業を一つに統合することとし、それに伴い3つに分かれていた寄付金の受け皿を統合しました。

◆ナショナル・トラスト活動についての再確認

私たちの取り組むすべての事業が連携することで、土地を取得・保全・公開して、次世代に引き渡していくことができるようになります。これらの活動全てが「ナショナル・トラスト事業」であることを確認し、2021年4月より、事業及び寄付金の受け皿の統合を実施しました。

統合の過程で「トトロの森」の取得がおろそかになるのではないかと、との議論がありました。そこで、私たちは今後も「トトロの森」の取得活動を最優先していくことを確認しました。寄付金規程にも「土地又は文化財を取得する事業に最優先に配分するよう配慮する」と明記し、一般にも周知していきます。

第4部 狭山丘陵保全マスタープランとナショナル・トラスト制度

第1 狭山丘陵保全マスタープランの策定

「雑木林博物館構想」から35年。この間の狭山丘陵の環境の変化に加え、達成できたこととできていないことについて、現状を整理し、課題を抽出し、対策案を検討する「狭山丘陵保全マスタープラン」の策定を目指します。

○丘陵全域を視野に

ややもすると取得地のみを保全管理に目を奪われ、丘陵全域の自然及び社会環境の動向への関心や取り組みが薄れているのではないかと懸念します。私たちは、視野を常に狭山丘陵全域に広げる必要があります。

○生物多様性の確保

里山の管理放棄による「静かな破壊」や、湿地の乾燥化が進んでいます。この危機感を認識して狭山丘陵保全マスタープランを策定する必要があります。

○多くの主体と共に

狭山丘陵保全を願う市民・市民団体・緑地管理者・自治体・大学などとの連携を図り、湿地のデータバンク作りなど自然環境に係る調査及び情報の収集により、保全策の協議を進めます。

第2 地域に根差したナショナル・トラスト団体の恒久的存続を支える制度づくり

狭山丘陵の自然と文化を恒久的に保存するためには、ナショナル・トラスト団体の存続を支える制度作りが不可欠です。

1980年代には、日本のナショナル・トラスト運動は当面地域ベースで展開することが想定され、市町村や都道府県の積極的な関与が不可欠であるとされました。地域レベルの活動が積み重ねられる中で、将来的には全国レベルでの対応が検討されるべきとの議論がありますが、現在もナショナル・トラスト運動は地域的活動を軸として展開されています。

◆ 今後の方向性

○日本ナショナル・トラスト協会を軸に、ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律

の制定を各トラスト団体と連携を深めながら目指します。

- ナショナル・トラスト活動を行う公益法人等の法的位置づけを明確にし、税制上の優遇措置の制度化を目指します。
- 自治体との役割分担を定める条例または協定の制定を目指します。

狭山丘陵を保全し次世代に引き渡すという目的を共有する自治体との適切な関係を構築することにより、各々の特質を生かして協働しつつ、相互補完的な役割を果たす姿を目指します。例えば、2019年に私たちと所沢市との間で結んだ「トトロの森・葛籠入湿地水源地の保全管理に関する覚書」では、両者が協力して保全に努める方向を示しました。このように、取得したトラスト地は地域共有の宝（コモンズ）として、将来にわたる保全管理を地域が受け持つという展望のもとに、取り組みを進めていきます。

以上